

鹿交規第249号  
平成16年6月22日

各部長  
各参事官 殿  
各所属長

本 部 長  
担当 企画許可係 TEL

イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の取扱いについて（通達）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）が制定され、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する区域（構造改革特別区域）において、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて、地方公共団体による特定の事業の実施又は民間事業者等による事業の促進を図ることなどができることとなった。

こうした背景を受け、今後、地域活性化等を目的とするイベント等やカーレース（以下「地域活性化イベント等」という。）の実施に関する相談及び道路使用の許可申請などが予想されることである。

幹線道路を使用した路上競技及び大規模イベントに対する道路の使用については、これまで、「幹線道路を使用した路上競技及び大規模イベントに対する道路使用許可の取扱いについて（平成13年12月18日付け鹿交規第455号。以下「基本通達」という。）」により対応してきたところであるが、こうした地域活性化イベント等の道路使用許可についての基本的な考え方、許可の可否判断、実施主体と警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等については、基本通達に定める事項のほか、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 地域活性化イベント等に伴う道路使用許可の取扱い

(1) 定義

ア この通達において「イベント等」とは、地方公共団体等が関与して行われる地域活性化等を目的とするイベント（オープンカフェの設置を含む。）、映画ロケーション等をいう。

イ この通達において「カーレース」とは、「レース」及び「ラリー」をいう。

(ア) 「レース」とは、同一コース上において、2台以上の車両が同時に発走し、

決められた距離を最初に走りきった者、あるいは決められた時間内に最長距離を走った者を優勝者とし、順次順位を決定する競技をいう。

- (1) 「ラリー」とは、定められたルートを指示された速度に従って走破し、指示通りの運転の正確さを競う競技をいう。オーガナイザー（競技運営者）が算出したルートごとの所要時間に対して各参加車両の所要時間の誤差を減点法で採点するリライアビリティランが一般的であるが、特定の区間の最速タイムを競うタイムトライアルが競技に盛り込まれることがある。

## 2 地域活性化イベント等に伴う道路使用許可についての基本的な考え方

道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項第4号の規定により、道路において地域活性化イベント等をしようとする者は、警察署長の道路使用許可を受けなければならない。この場合において、地域住民や道路利用者等の合意に基づいて行われる地域活性化イベント等については、オープンカフェ等の経済活動も含め、地域活性化に資するという社会的な意義を有する場合があることから、道路使用許可については、その手続が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

道路使用許可の可否の判断は、警察署長が道路交通法第77条第2項に基づいて個別具体的に行うこととなるが、同項第3号に該当するものとして、交通への影響度合いを上回る公益性があると判断するに当たっては、その開催目的とともに、地域活性化イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成の度合いを見定める必要がある。

特に、カーレースの実施については、長期間にわたり、広範囲の道路において、車両及び歩行者の全面通行止めを実施する必要があるほか、沿道住民や沿道の建築物等に及ぼす危険性や著しい騒音の発生などが否定できず、これらにより影響を受ける地域住民、道路利用者等の合意形成が必要不可欠であり、慎重に見極める必要がある。

また、カーレースに伴う道路使用許可の可否判断に当たっては、沿道住民、観客、ドライバー、競技関係者等の安全性が確実に担保されていることが、その前提となる。

## 3 地域活性化イベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置

### (1) 事前相談への適切な対応

地域活性化イベント等に伴う道路使用許可手続が円滑に行われるためには、その実施主体から警察に対して十分な時間的余裕を持って事前相談がなされることが望ましいことから、実施主体にその旨を周知するとともに、実施主体から事前相談がなされた場合は、交通管理の観点から適切な助言、情報提供等を行うこと。

### (2) 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置

ア 地域活性化イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成は、実施主体の責任においてなされるべきものであるが、警察は、実施主体に対して、必要な助言、情報提供等を行うことにより合意形成の円滑化に協力すること。

イ 地域住民，道路利用者等との合意形成の円滑化を図るために果たす地方公共団体の役割を踏まえ，必要な助言，情報提供等を行うなどして，合意形成の円滑化に向けた地方公共団体の取組との連携に努めること。

ウ 地域住民，道路利用者等の合意形成の円滑化を図る必要があると認められる場合は，地域活性化イベント等の種類に応じた問題点等を踏まえた上で，当該地域活性化イベント等のために道路を使用することについての地域住民，道路利用者等の合意形成の状況，合意形成のために必要な措置等について検討を行うため，実施主体に対して，地域住民，道路利用者等から構成される協議会等の協議の場の設置を求めること。

なお，新しい協議の場を設置する代わりに，警察署協議会等の既存の枠組みを活用することとしても差し支えない。

エ 協議の場には，地域活性化イベント等の影響の度合いに応じて，次に掲げる者等が参画することが望ましい。

(ア) 地域活性化イベント等の実施主体

(イ) 地方公共団体の職員

(ウ) 地域住民や地元商店街の代表者

(エ) 地元商工会議所やTMO(Town Management Organizaion：街づくり機関)の代表者

(オ) 沿道の医療機関，福祉施設等の管理者

(カ) 沿道の大型商業施設等の経営者

(キ) 地元運送事業者(バス，タクシー事業者等)の代表者

(ク) 地元住民，道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための活動を行っている  
と認められるフィルムコミッション(映画・ロケーション撮影をスムーズに進めるための支援組織)等の代表者

(ケ) その他協議の場への参画を得る必要のある者

オ 警察は，例えばオブザーバーとして協議の場に参加するなどして，地域活性化イベント等が実施される場所の道路交通の状況，交通規制実施状況，類似イベント等の実施による周辺交通への影響や地域住民，道路利用者等から寄せられた苦情の有無等について必要な情報を提供するとともに，より交通への影響を少なくするための地域活性化イベント等の実施方法等について適切な助言を行うこと。

また，道路管理者に対しても，例えばオブザーバーとして協議の場への参加を求めるなどして，道路管理者との連携を図ること。

カ 地域活性化イベント等の実施主体が行う協議の場の運営に対し，必要な助言を行うこと。

キ 地域住民，道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための活動を行っている組織等に対しては，適切な情報提供等を行うなど，その活動を支援すること。

ク 地域活性化イベント等の実施に伴い、地域住民、道路利用者等から警察に対して要望、意見、苦情等が寄せられた場合は、可能な範囲でこれを集約し、地域活性化イベント等の実施主体に提供すること。

#### 4 カーレースに伴う道路使用許可の可否の判断に当たっての留意事項

カーレースに伴う道路使用許可の可否の判断に当たっては、次の各号のいずれにも該当することがその前提となることに留意すること。

##### (1) 安全性の確保

次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア コースの構造（直線部の長さ、曲線部の半径、道路線形・幅員、勾配、路側帯、縁石、路面の素材等）、防護設備（待避地域、砂利の敷設、ブレーキ路面、ガードレール、コンクリートブロック、タイヤバリア、防護柵等）及びその他の設備（距離標示板、観客席、ピット設備、緊急車両の通行路等）が国際自動車連盟及び（社）日本自動車連盟の安全基準に合致していること。

イ アのほか、沿道住民、観客、ドライバー、競技関係者等の安全性が確実に担保されていること。

##### (2) 実施主体による自主警備体制の確立

県公安委員会等による車両及び歩行者の通行禁止規制を担保するための自主整理員の配置等、競技の安全性を確保するために必要な警備を実施する体制が実施主体により確立されていること。

##### (3) 実施主体による緊急医療体制の確立

競技中の事故に備えて医師及び救急員並びに救助用資機材が確保されているなど実施主体による緊急医療体制が確立されていること。

#### 5 本部主管課との連携

道路使用の許可は警察署長の権限であるが、地域活性化イベント等に関する事前情報、事前相談等を受理した場合は、その状況を交通規制課長を経由して本部長に報告するとともに道路使用許可申請書が提出されたときは速やかに本部長にりん議すること。

#### 6 その他

イベント等・カーレースに伴う道路使用許可取扱いチャート（別表）を添付する。

## イベント等・カーレースに伴う道路使用許可取扱いチャート

**道路交通法77条（道路の使用の許可）**  
 【1項4号】祭礼行事、ロケーション等で、公安委員会が、危険防止その他安全と円滑を図るために必要と認めて定めた行為

**鹿児島県道路交通法施行細則21条（許可を要する行為）**  
 【1号～4号】・・・イベント等及びカーレース該当条項  
 みこし・だし等・ロケーション・撮影会等・街頭録音会・競技会・仮装行列・パレード  
 ・その他の集団行進

**イベント等**

地方公共団体等が関与した地域活性化等を目的とする

- **イベント**（オープンカフェを含む。）  
 ※ 競技等についてはその趣旨、内容で個別に分類
- **映画ロケーション等**

**カーレース**

- **レース**  
 2台以上で同時にスタートし、距離、タイム等で順位を決める競技
- **ラリー**  
 指定のルート、速度で走行し、その正確性を競う競技

**基本的考え方**

地域活性化等の社会的意義を考慮  
**地域との合意形成**

危険性・迷惑性を考慮  
**地域との合意形成**

**許可の判断**

警察署長が個別に判断

- イベント等の内容及び目的を吟味
- 地域等との合意形成の度合いの見極め

- 地域等との合意形成の度合いの見極め
- 安全性が担保されているか？

《留意事項》～許可の前提

- ★ **安全性の確保**
- ★ **自主警備体制の確立**
- ★ **緊急医療体制の確立**

**許可手続の円滑化のための措置**

● **事前相談への適切な対応**

● **合意形成の円滑化を図るための措置**

- 合意の形成は実施主体の責任でなされるべきであるが、警察は助言、情報提供等で協力
- 地方公共団体の役割を踏まえ、助言、情報提供等による連携
- 合意形成のために必要な措置等についての検討のため、主催者等の実施主体に対して協議の場の設置を求める。 ※ 警察署協議会等の活用も可



